

## 神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、燃料電池自動車（FCV）及び電気自動車（EV）の導入に要する経費の一部を神戸市が国と協調して補助することにより、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、燃料電池自動車及び電気自動車の普及を促進し、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図ることを目的とする。神戸市 FCV・EV 普及促進補助金の交付については、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車検査証」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証をいう。
- (2) 「軽自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの）をいう。
- (3) 「使用の本拠の位置」とは、道路運送車両法第7条第5号に規定する使用の本拠の位置をいう。ただし、軽自動車にあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第5条で規定する使用の本拠の位置をいう。
- (4) 「初度登録」とは、道路運送車両法施行規則第35条の3第19号に規定する初度登録年月（軽自動車にあつては、初度検査年月）をいう。
- (5) 「新規登録」とは、道路運送車両法第7条に規定する新規登録（軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査）をいう。
- (6) 「燃料電池自動車」とは、四輪以上であつて、搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、第8号に規定する事業用自動車は除く。
- (7) 「電気自動車」とは、四輪以上であつて、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、第8号に規定する事業用自動車は除く。
- (8) 「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（第10号に規定するリース事業者が貸渡しを行う場合を含む）をいう。
- (9) 「リース契約」とは、燃料電池自動車又は電気自動車の所有者が貸主となって、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該自動車の使用料その他の費用（以下「リース料金」

という。)を支払う契約をいう。

- (10) 「リース事業者」とは、リース契約その他市長がリース契約と同等の契約として認めたもの(以下「リース契約等」という。)に基づき、燃料電池自動車又は電気自動車の貸付等を行うものをいう。

#### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、燃料電池自動車又は電気自動車について、購入又はリース契約等により導入する事業とする。

- 2 前項に規定する事業により導入する台数は、当該年度(交付申請を行う年度)につき、購入する一事業者又はリース契約等の借主となる一事業者が10台、燃料電池自動車を導入する個人が1台を上限とする。

#### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象車両の購入契約又はリース契約等を締結した者であって、且つ次の各号に掲げる要件のいずれかに該当者とする。ただし、経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(以下「国補助金」という。)について、第5条第1号に規定する期間内に交付決定を受けた者に限る。

- (1) 神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主。ただし、次のいずれかに該当する者は除外する。

ア 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人

イ 自動車製造業者(「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者)

ウ 自動車卸売業者(「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者)

エ 自動車小売業者(「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者)

- (2) 神戸市内に居住し、燃料電池自動車を導入する個人。

- (3) 前各号に対して貸出するために補助対象車両を購入するリース事業者。ただし、使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映する者に限る。

- 2 前項第1号に規定する個人事業主は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年(交付申請を行う年)の前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得について、税務署へ確定申告を行った者。ただし、1月及び2月に交付申請を行う場合は、前々年分の確定申告に代えることができる。

- (2) 前年1月1日以降に税務署に個人事業の開業届出を行い、その届出年月が補助対象車両の初度登録以前の者

- 3 第1項の補助対象者について、次の各号のいずれかに該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員

- (2) 前号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人

- (3) その他市長が特に不相当と認める者

#### (補助対象車両)

第5条 補助の対象となる車両(以下「補助対象車両」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満た

す車両とする。

- (1) 前年度1月1日から当該年度2月23日（土・日・祝は、その前の開庁日）までに国補助金の交付額確定通知を受けること。
- (2) 初度登録から、神戸市内の次に掲げる場所に使用の本拠の位置を置くこと。
  - ア 補助対象者が前条第1項第1号の場合は、申請者が有する事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により申請者が借り受ける駐車場等
  - イ 補助対象者が同項第2号の場合は、自宅又は賃貸借契約により申請者が借り受ける駐車場等
  - ウ 補助対象者が同項第3号であって同項第1号に貸出する場合は、使用者の事務所若しくは事業所又は賃貸借契約により使用者が借り受ける駐車場等
  - エ 補助対象者が同項第3号であって同項第2号に貸出する場合は、使用者の自宅又は賃貸借契約により使用者が借り受ける駐車場等
- (3) 当該年度の兵庫県環境部補助金における次世代自動車導入補助事業の補助対象車両であること。ただし、個人が導入する燃料電池自動車を除く。

#### （補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 補助対象車両を購入する場合は、補助対象車両の購入費用
- (2) 補助対象車両をリース契約等により導入し、補助対象者が補助対象車両の使用者である場合は、当該リース契約料
- (3) 前各号の規定にかかわらず、補助対象者がリース事業者である場合は、補助対象車両の購入費用
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

#### （補助金の額等）

第7条 補助対象者に交付する補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国補助金及び本補助金の額の合計が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から国補助金の額を除いた金額を上限に、補助金を交付するものとする。
- 3 前各項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前各項の規定にかかわらず補助金の額を減額して予算の範囲内で交付又は交付しないことができる。

#### （交付申請兼実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助対象車両1台ごとに、当該年度の3月7日（土・日・祝は、その前の開庁日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 国の補助を受けたことを証する書類（補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）の写し
- (3) 法人にあつては、登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの）の写し（発行後3か月以内のもの）
- (4) 個人事業主にあつては、前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得が確認できる確定申告書B（補助対象者がリース事業者の場合は、リース事業者及び使用者のもの。ただし、1月及び2月に

- 交付申請する場合は、前々年分の確定申告書 B に代えることができる。) の写し。ただし、新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (5) 前号の書類で税務署の收受日付印等が確認できない場合は、税務署への提出事実が確認できる書類
  - (6) 法人又は個人事業主にあつては、神戸市内に事務所又は事業所を有することを確認できる書類
  - (7) 個人にあつては、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）の写し
  - (8) 契約内容が確認できる書類（購入契約書又は自動車賃貸借契約書等。補助対象者がリース事業者の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し
  - (9) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等）
  - (10) 補助対象者がリース事業者の場合は、貸与料金の算定根拠明細書
  - (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

- 第 9 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行なうものとする。
- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
  - 3 市長は、第 1 項の審査により補助金の交付が不適當であると認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金の交付を申請した補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第 10 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第 11 条 補助対象者は、補助金の交付により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象者は、第 3 項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
  - 3 前項で規定する財産処分制限期間は、補助金の交付を決定した日から 4 年とする。
  - 4 補助対象者は、第 2 項の処分をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
    - (1) 財産処分承認申請書（様式第 5 号）
    - (2) その他市長が必要と認める書類
  - 5 市長は、前項の申請に対し、承認することが適當であると認めるときは、その旨を財産処分承認・

不承認書（様式第6号）により補助対象者へ通知するものとする。

- 6 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間に相当する分を、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、期限を定めて返還させるものとする。
  - (1) 取得財産が自然災害により走行不能となり、抹消処分した場合
  - (2) 補助対象車両の購入にあつては補助対象者、リース契約等にあつては使用者の過失が無い事故により、取得財産が走行不能となり抹消処分した場合
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
- 7 前項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、補助金交付額に、財産処分制限期間に対する残存日数（財産処分制限期間から経過日数を差し引いた日数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。なお、1年を365日で計算する。
- 8 前項の規定にかかわらず、契約期間中に支払金額が変動するリース契約等の場合、第6項の処分時から財産処分制限期間に相当する額は、本補助金が適用される期間の残存日数に相当する額とする。ただし、補助対象者がリース事業者の場合に限る。なお、1年を365日で計算する。
- 9 市長は、財産の処分により利益が生じるときは、その利益の全部又は一部を交付した補助金額の範囲内で前2項の額に加算して市に納付させることができるものとする。

（帳簿の保存義務）

第12条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

別表 補助金の額等（第7条関係）

補助対象車両の種類	補助金の額	補助金の上限額
燃料電池自動車	国補助金*交付額の 1/3	29 万円
電気自動車（軽自動車を除く）	国補助金*交付額の 1/3	24 万円
電気自動車（軽自動車）	国補助金*交付額の 1/3	11 万円

※ 経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

(様式第1号)

年 月 日

受付日<sup>※1</sup>：

※1 申請日と異なる場合、神戸市記入

神戸市長宛

## 神戸市FCV・EV普及促進補助金交付申請書

神戸市FCV・EV普及促進補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり申請します。

記

### 1. 申請者（補助対象者）

住 所	〒		
事業者名等			
代表者名	(役職)	(代表者氏名)	
「日本標準産業分類 <sup>※2</sup> 」における細分類 (リースの場合は車両の使用者の分類)	(分類コード(4桁))	(項目名)	

※2【参考】総務省ホームページ([https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm))

(本申請に係る連絡先)

日中の連絡先			
E-mail			
住 所 <sup>※3</sup>	〒		
担当者 <sup>※3</sup>	(部署)	(担当者氏名)	

※3 申請者と同じ場合は記入不要

(振込先口座)

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	(その他の種目)	
口座番号			
口座名義 <sup>※4</sup>	(フリガナ)		
	(漢字)		

※4 口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

### 2. 補助事業に関する事項

補助対象事業の実績	別紙 FCV・EV導入実績報告書のとおり		
本補助金の交付申請額	金		円

添 付 書 類

- (1) 国の補助を受けたことを証する書類（補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）の写し
- (2) 【リース事業者の場合】リース事業者及び使用者について、次のいずれかの書類
  - ①法人の場合、登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）の写し
  - ②個人事業主の場合、前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得が確認できる確定申告書B（1月及び2月に交付申請する場合は、前々年分の確定申告書Bに代えることができる。）の写し。ただし、新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (3) 【法人の場合（リース事業者を除く）】登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）
- (4) 【個人事業主の場合（リース事業者を除く）】前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得が確認できる確定申告書B（1月及び2月に交付申請する場合は、前々年分の確定申告書Bに代えることができる。）の写し。ただし、新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (5) 【(4)の書類で税務署の收受日付印等が確認できない場合】税務署への提出事実が確認できる書類
- (6) 【法人又は個人事業主の場合】神戸市内に事務所若しくは事業所を有することを確認できる書類
- (7) 【個人の場合】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）の写し
- (8) 契約内容が確認できる書類（購入契約書又は自動車賃貸借契約書等。申請者がリース事業者の場合は、車両本体の購入契約書及び自動車賃貸借契約書等）の写し
- (9) 自動車検査証の内容が確認できる書類（自動車検査証及び自動車検査証記載事項の写し等）の写し
- (10) 【リース事業者の場合】貸与料金の算定根拠明細書
- (11) その他市長が必要と認める書類



(様式第1号別紙)

## FCV・EV 導入実績報告書

### 1. 補助対象車両の導入

自動車登録番号又は車両番号（申請時点）	神戸
購入・リースの別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
使用の本拠の位置	神戸市 区
自動車の種別	<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車 <input type="checkbox"/> 電気自動車
用途	<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> その他
メーカー名・車名	
自動車検査証の初度登録 (軽自動車の場合は初度検査)	年 月
購入年月又はリース契約の開始年月	年 月
【リース契約の場合】契約の終了年月	年 月
【リース事業者の場合】使用者の名称	

### 2. 補助金の額

経済産業省による補助金の額	円
本補助金の交付申請額（下表参照）	(千円未満切り捨て) 円

#### 【参考】補助金の額等

補助対象車両の種類	補助金の額	補助金の上限額
燃料電池自動車	国補助金*交付額の 1/3	290,000 円
電気自動車（軽自動車を除く）	国補助金*交付額の 1/3	240,000 円
電気自動車（軽自動車）	国補助金*交付額の 1/3	110,000 円

\* 経済産業省による「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

(様式第2号)

(公印省略)

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付決定通知書  
兼補助金の額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金を交付することを決定し、補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記神戸市FCV・EV普及促進補助金交付申請書に記載のとおり
補助対象車両の 自動車登録番号又は車両番号	神戸
補助金の額	金 円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市FCV・EV普及促進補助金交付要綱を遵守すること。</li><li>・本通知日から4年を経過するまでは、補助対象車両を処分(神戸市外への使用の本拠の位置の移動を含む。)しないこと。やむを得ない事情等により補助対象車両を処分する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書の提出及び承認を受けること。</li></ul>

(様式第3号)

(公印省略)

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

## 神戸市 FCV・EV 普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

### 記

1. 不交付とした理由

2. その他

(様式第4号)

(公印省略)

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

## 神戸市 FCV・EV 普及促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助金等の額	円
取消の理由	
その他	

(様式第5号)

年 月 日

神戸市長宛

## 神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので申請します。

### 記

#### 1. 申請者

住 所	〒
事業者名	
代表者名	(役職) (代表者氏名)

#### 2. 処分の詳細

処分する財産の明細	
処分の内容	
処分する理由	
その他必要な事項	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し</li><li>・その他市長が必要と認める書類</li></ul>

(様式第 6 号)

(公印省略)

第 号  
年 月 日

様

神 戸 市 長

## 神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る財産処分（承認・不承認）書

年 月 日付で財産処分承認申請のあった神戸市 FCV・EV 普及促進補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分を下記のとおり（承認します・不承認とします。）

### 記

処分する財産の明細	
処分の内容	
処分する理由	
その他必要な事項	
不承認とする理由	
備考	